

虐待の防止のための指針

独立行政法人地域医療機能推進機構

若狭高浜病院附属介護老人保健施設

若狭高浜病院附属居宅介護支援センター

若狭高浜病院附属訪問看護ステーション

若狭高浜病院（訪問リハビリテーション）

(総則)

この指針は、独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設及び附属居宅介護支援センター、附属訪問看護ステーション、若狭高浜病院訪問リハビリテーション(以下「当施設」という)における虐待の防止及び早期発見・対応に向けての体制を確立するために必要な事項を定める。

1、施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。(別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型参照)

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2、虐待防止検討委員会、その他施設内の組織に関する事項

前条の目的を達成するために、当施設に「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」と略す)を設置する。

1. 委員会は、次に掲げるもので構成する。
 - ・ 施設長 ・ 副施設長 ・ 看護師長 ・ 介護福祉士長 ・ 看護職員 ・ 介護職員
 - ・ 理学療法士又は作業療法士 ・ 附属居宅介護支援センター管理者
 - ・ 附属訪問看護ステーション管理者 介護支援専門員又は支援相談員
 - ・ 訪問リハビリテーション 責任者
 - ・ その他必要と認められる者
2. 委員長及び総責任者は施設長とし、担当者及び各附属施設の責任者(以下「責任者」と略す)を任命する。
3. 担当者及び各附属施設責任者は以下とする。
 - 担当者 看護師長
 - 附属介護老人保健施設 看護師長及び副施設長
 - 附属居宅介護支援センター 管理者
 - 附属訪問看護ステーション 管理者
 - 訪問リハビリテーション 責任者

4. 委員会事務局については、看護師。介護職員とし委員会運営及び議事録作成を行う。
5. 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
6. 委員会は、3か月に1回の定例開催及び必要に応じて臨時会を開催する。

3、虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

委員会又は併設病院虐待防止委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対して年2回「虐待防止のための研修」を実施するほか、新規採用時はその都度「虐待防止のための研修」を実施する。また、研修の実施内容を記録する。

4、虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村・管轄地区事務所に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

高齢者虐待（疑いを含む）発見時の対応

- (1) 各職員は、虐待の発見や被害者の訴えがあったときは、速やかに看護師長、介護福祉士長、主任等（以下、職場長とする。）に報告し、初期対応を行う。
 - 1) 被害を受けた被害者の心身の状態を把握し、必要な手当て等を行う。
 - 2) 情報を収集し、起こった事実を正確に確認する。
 - 3) 記録を残し証拠を保全する。
 - 4) 利用者の安全を確保し、二次的な被害を防ぐ。
 - 5) 必要に応じて利用者、家族に説明する。
- (2) 職場長は、速やかに管理責任者に報告し、職場内で情報共有する。
 - 1) 報告を受けた職場長は、管理責任者に報告し、組織内で速やかに情報を共有、現状を正確に把握する。
 - 2) 虐待防止検討委員会を開催し、事実確認の結果を踏まえ、①市町村への報告内容の検討、②発生原因等の分析、再発の確実な防止策について検討し、組織的に対応する。虐待防止検討委員会で得た結果を職員に周知徹底する。
 - 3) 施設・事業所は、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いがあると判断した段階」で市町村に通報（又は報告）する（発見者が個人的に判断し通報してもよい）。
※施設内で解決が図られた場合でも、市町村への連絡は必要。
 - 4) 報告を受けた管理責任者は、速やかに管轄の地区事務所（医療課）に一報し、その後、必要な書類を提出する。

高齢者虐待と認定された場合の対応

- (1) 施設・事業所として適切な対策を講じ、組織的に対応する。
 - 1) 利用者本人・家族に説明（事実に応じて謝罪）する。
 - 2) 虐待防止検討委員会を開催し、①今後の対策案についての再検討、②事案公表についての決定を検討し、組織的に対応する。
 - 3) 虐待を行った職員が確認できた場合は、非行の内容を踏まえ、本部・地区事務所と相談の上、当該職員に対する懲戒処分を検討する等、病院として適切に対処する。
 - 4) 通報した市町村からの指示に従い報告書等を提出する（立ち入り検査等への協力）。
 - 5) 本件によって影響を受ける可能性のある関係各所（以下、関係各所という。）に必要な説明、報告を行う。

※養介護施設従事者等による高齢者虐待は、経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響して発生している実態があるとされている。そのため、虐待を行った職員個人の問題に帰することなく、経営や組織運営面について再発防止策を立案することで、実効性の高い再発防止の取り組みになると同時に、風通しの良い職場となり、施設・事業所全職員のストレスの軽減にもつながる。
- (2) 再発の防止策を講じた結果について評価する。

高齢者虐待と認定された場合の公表についての考え方

- (1) 公表の判断
 - 1) 利用者及び家族の意向、虐待防止検討委員会の意見等をふまえ公表について院長が判断する。
 - 2) 必要に応じて、顧問弁護士や地区事務所と協議する。
- (2) 公表の判断結果を報告
 - 1) 施設・事業所で公表の判断結果について、決定次第、地区事務所（医療課）に報告する。
- (3) 公表する場合の手順
 - 1) 具体的な手順、対応については、医療安全管理者と協働して進める。
 - 2) 利用者及び家族の意向を尊重し、必ず同意を得る。
 - 3) 施設の対応窓口を決定し、一本化する。
 - 4) 地区事務所と関係各所に、公表の方法と内容・公表時期等を報告する。

6、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は、寄せられた内容について責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、

細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

(4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 5年 2月 1日より施行する。

令和 7年 4月 1日改定

令和 7年12月12日改定 (医発第0825001号に関する項目について)

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分 具体的な例

i 身体的虐待

① 暴力的行為※

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

ii 介護・世話の放棄・放任

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠り、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など

区分 具体的な例

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

iii 心理的虐待

① 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など

② 侮辱的な発言、態度

- ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など

⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

区分 具体的な例

⑦ その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。

- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 などiv 性的虐待防止

○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

v 経済的虐待

○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和25年6月10日）。__